

令和8年

第1回美浜町議会臨時会会議録

令和8年1月21日 開会

令和8年1月21日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和8年第1回美浜町議会臨時会会議録目次

1月21日（水曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び会議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号から議案第9号まで9件一括提案説明	3
議案第1号（質疑・討論・採決）	7
議案第2号（質疑・討論・採決）	8
議案第3号（質疑・討論・採決）	8
議案第4号（質疑・討論・採決）	9
議案第5号（質疑・討論・採決）	9
議案第6号（質疑・討論・採決）	10
議案第7号（質疑・討論・採決）	11
議案第8号（質疑・討論・採決）	12
議案第9号（質疑・討論・採決）	12
閉会	13

令和8年1月21日（水曜日）

第1回美浜町議会臨時会会議録（第1号）

令和8年1月21日（水曜日） 午後1時30分 開議

◎ 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第2号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第3号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第4号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第5号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第6号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第8号）
議案第7号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第8号 令和7年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第9号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じにつき省略

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶谷佳宏君	2番	都筑新悟君
3番	大寄暁美君	4番	廣澤毅君
5番	荒井勝彦君	6番	大岩靖君
7番	丸田博雅君	8番	橋場友昭君
9番	野田謙弥君	10番	中須賀敬君
11番	野田増男君	12番	森川元晴君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君
税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課長	藪井幹久君
環境課長	百合草俊晴君	産業課長	富谷佳成君

建設課長 平野 恵司 君
水道課長 竹内 健治 君
学校教育課長 近藤 淳広 君

都市整備課長 平野 和紀 君
会計管理者 富谷 佳宏 君
生涯学習課長 戸田 典博 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 宮崎 典人 君

議会係長 江本 真実 君

[午後1時30分 開会]

○議長（野田増男君）

皆さん、こんにちは。

令和8年第1回美浜町議会臨時会開催にあたり、皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか、電源をお切りいただくようお願いします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

皆さん、こんにちは。本日、令和8年第1回美浜町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもって御礼申し上げます。

1月11日の出初式、大変厳しい寒さの中、皆様御出席いただきましてありがとうございました。そして、また午後から行われました二十歳のつどいには、議長さん、副議長さん、御出席いただきました。議長さんにはお祝いの言葉もいただきました。改めて御礼申し上げます。総選挙がいきなりあるようございまして、期間、非常に短い中ではございますが、しっかり職員が準備をすすめ、万全の体制で臨みたいと思っております。議員の皆様方におかれましても、それぞれの立場の中で、健康に留意されて、投票率アップのために御協力の方よろしく申し上げます。本年も引き続き、町行政に対し御支援、御協力くださりますよう、お願い申し上げます。

[降壇]

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回美浜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

閉会中に会派設立の届出がありましたので、美浜町議会運営委員会内規第4条及び美浜町議会委員会条例第5条第2項の規定により1月16日付にて、森川元晴議員を議会運営委員に指名しました。

次に、会派構成に変更がありましたので、美浜町議会会議規則第3条第3項の規定により、議長において議席の変更を行いました。

変更した議席は、ただいま着席のとおりであります。

なお、変更した議席表は、お手元に配付したとおりであります。

本臨時会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたので御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野田増男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番 茶谷佳宏議員、12番 森川元晴議員を指名します。両議員、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野田増男君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから

議案第9号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）まで9件一括提案説明

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第9号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）まで、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日御提案申し上げますのは、議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめとして9件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、令和7年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第2号と同様、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第4号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ6億4,749万2,000円を追加し、補正後の予算総額を109億6,032万1,000円とするものでございま

す。第2条は継続費、第3条は継続費の変更、第4条は繰越明許費の追加、第5条は債務負担行為の変更、第6条は地方債の追加でございます。

次に、議案第7号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ95,000円を追加し、補正後の予算総額を21億4,786万5,000円とするものでございます。

次に、議案第8号 令和7年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、第2条におきまして収益的支出を261万6,000円増額し、補正後の予算額を5億2,417万8,000円とし、第3条におきまして資本的支出を65万7,000円増額し、補正後の予算額を3億8,627万3,000円とするものでございます。

第4条では、予算第7条で定めた職員給与費の金額を増額するものでございます。

次に、議案第9号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、第2条におきまして収益的収入支出それぞれ94,000円減額し、補正後の予算額を収入支出それぞれ3,796万円とするものでございます。

第3条では、予算第6条で定めた職員給与費の金額を増額するものでございます。

第4条では、予算第7条で定めた他会計からの負担金を減額するものでございます。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第1号から議案第9号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明いたしますので、慎重にご審議頂き、お認めくださるようお願い申し上げます。

○総務部長（宮原佳伸君）

初めに、議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、2ページを御覧ください。

本条例の改正は、一般職員にかかる通勤手当、給料月額及び期末・勤勉手当支給月の改正でございます。

改正の内容につきましては、長距離通勤者の経済的負担軽減のため、自動車等の使用距離に応じ、通勤手当を引き上げるとともに、給料月額を若年層に重点を置き、そこから改定率を徐々に減少させる形で、全体として平均3.62%を引き上げ、期末・勤勉手当の支給月数においても年間4.6月分から4.65月分に改め、0.05月分を増額支給するものでございます。

次に、議案第2号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、21ページを御覧ください。

本条例の改正は、町長、副町長及び教育長にかかる期末手当の支給月数の改正でございます。

改正の内容につきましては、年間3.45月分を3.5月分に改め、0.05月分を増額支給するものでございます。

次に、議案第3号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、24ページを御覧ください。

本条例の改正は、議会議員にかかる期末手当の支給月数の改正でございます。

改正の内容につきましては、議案第2号と同様、年間3.45月分を3.5月分に改め、0.05月分を増額支給するものでございます。

次に、議案第4号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、27ページを御覧ください。

本条例の改正は、フルタイム会計年度任用職員にかかる給料月額及び期末・勤勉手当支給月数の改正でございます。

改正の内容につきましては、一般職員の給与に準じ給与月額を引き上げるとともに、期末・勤勉手当の支給月数を年間4.6月分から4.65月分に改め、0.05月分を増額支給するものでございます。

次に、議案第5号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、36ページを御覧ください。

本条例の改正は、パートタイム会計年度任用職員にかかる給料月額及び期末・勤勉手当支給月数の改正でございます。
改正の内容につきましては、一般職員の給与に準じ給与月額を引き上げるとともに、期末・勤勉手当の支給月数を年間4.6月分から4.65月分に改め、0.05月分を増額支給するものでございます。

なお、議案第1号から議案第5号の施行日につきましては、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものでございます。

議案第1号から議案第5号の説明は、以上でございます。

○地域戦略課長（下村充功君）

次に、議案第6号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。タブレット内の補正予算書のファイルをお開きください。

初めに、歳出から説明しますので、補正予算書22、23ページを御覧ください。

1款1項1目議会費の議会運営事業では、議員期末手当の増を。

職員人件費では、人事院勧告による給料、職員手当等及び共済費の増を計上いたしました。

なお、各款に渡り、職員人件費については人事院勧告及び人事異動による給料、職員手当等及び共済費の増減が計上されております。このページ以降、各款の職員人件費の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の特別職人件費では、特別職に係る期末手当の増を。2目人事管理費の人事管理事業では、社会保険料の減を計上いたしました。

24、25ページを御覧ください。

7目企画費では、一般財源から国庫支出金への財源更正を。11目基金費の基金積立事業では、普通交付税の追加交付による減債基金積立金の増を。

3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務では、人事院勧告による会計年度任用職員報酬の増を計上いたしました。

26、27ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目福祉医療費では、一般財源から国庫支出金への財源更正を。6目国民健康保険費の国民健康保険事業では、国民健康保険特別会計繰出金の増を計上いたしました。

28、29ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童福祉事業では、人事院勧告による会計年度任用職員報酬及び期末勤勉手当の増を。子ども家庭センター運営事業では、人事院勧告による会計年度任用職員報酬の増を。妊婦支援給付事業では、人事院勧告による会計年度任用職員報酬及び費用弁償の増を。3目児童福祉施設費の子育て支援センター運営事業及びファミリーサポートセンター事業では、人事院勧告による会計年度任用職員報酬の増を計上いたしました。

30、31ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の保健センター管理運営事業では、人事院勧告による会計年度任用職員報酬及び費用弁償の増を。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の農地事務では、農業集落排水事業会計繰出金の減を計上いたしました。

32、33ページを御覧ください。

7款1項商工費、2目商工振興費の商工振興事務では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰生活応援クーポン事業委託料を計上いたしました。

34、35ページを御覧ください。

8款土木費、5項都市計画費、4目公園管理費の公園緑地管理事業では、人事院勧告による会計年度任用職員報酬及び期末手当の増を。都市公園整備事業では、社会資本整備総合交付金の増に伴う運動公園整備事業委託料の増を。6項住宅費、1目住宅管理費の住宅管理事業では、人事院勧告による会計年度任用職員報酬及び期末勤勉手当の増を計上い

たしました。

36、37 ページを御覧ください。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の特別職人件費では、特別職に係る通勤手当及び共済費の増を。3 目義務教育振興費の空調設備整備事業では、小中学校の体育館に空調設備を設置するための設計監理業務委託料及び教育施設等工事を計上いたしました。

38、39 ページを御覧ください。

3 項中学校費、1 目学校管理費の中学校施設整備事業では、両中学校の特別教室に空調設備を設置するための教育施設等工事の増を。4 項社会教育費、1 目社会教育総務費の社会教育推進事業では、人事院勧告による会計年度任用職員報酬及び費用弁償の増を。3 目文化財保護費の文化財保護事業では、人事院勧告による会計年度任用職員報酬の増を計上いたしました。

40、41 ページを御覧ください。

5 項保健体育費、2 目体育施設費の総合公園施設管理事業及び運動公園地域活性化事業では、人事院勧告による会計年度任用職員報酬の増を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

18、19 ページを御覧ください。

11 款 1 項 1 目地方交付税においては、普通交付税の追加交付による増を。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増を。5 目土木費国庫補助金においては、社会資本整備総合交付金（都市公園整備）の増を。6 目教育費国庫補助金においては、学校施設環境改善交付金を計上いたしました。

16 款県支出金、2 項県補助金、5 目商工費県補助金においては、げんき商店街推進事業費補助金の増を。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金では、今予算が歳入超過となったことによる財政調整基金繰入金の減を。5 目教育施設整備基金繰入金では、小中学校の空調設備整備事業等に充当するための教育施設整備基金繰入金の増を計上いたしました。

20、21 ページを御覧ください。

22 款 1 項町債、5 目教育債では、施設整備事業債を計上いたしました。

次に、7 ページ、第 2 表 継続費を御覧ください。

8 款土木費、5 項都市計画費の都市公園整備事業において、総額を 6 億 4,939 万 1,000 円、期間を令和 7 年度から 9 年度、年割額を令和 7 年度は 2,835 万 6,000 円、令和 8 年度は 3 億 900 万円、令和 9 年度は 3 億 1,203 万 5,000 円として設定するものでございます。

次に、8 ページ、第 3 表 継続費補正を御覧ください。

8 款土木費、5 項都市計画費の都市公園整備事業において、期間を 1 年延長し令和 8 年度まで、総額を 358 万 8,000 円増額し、4 億 1,064 万 5,000 円に変更するものでございます。

次に、9 ページ、第 4 表 繰越明許費補正を御覧ください。

7 款 1 項商工費の物価高騰生活応援クーポン事業では、クーポン事業委託料 1 億 5,555 万 5,000 円を。

10 款教育費、1 項教育総務費の空調設備整備事業では、小中学校の体育館に空調設備を設置するための設計監理業務委託料及び教育施設等工事 4 億 2,236 万 6,000 円を。3 項中学校費、1 目学校管理費の中学校施設整備事業では、両中学校の特別教室に空調設備を設置するための教育施設等工事 498 万 2,000 円を。いずれも事業完了が来年度となるため、繰越明許費として追加設定するものでございます。

次に、10 ページ、第 5 表 債務負担行為補正を御覧ください。

債務負担行為の運動公園整備事業委託料について、期間を 2 年短縮し令和 7 年度まで、限度額を 6 億 2,992 万 4,000

円減額し、16億947万4,000円に変更するものでございます。

次に、11ページ、第6表 地方債補正を御覧ください。

新たに教育施設空調設備整備事業債を1億9,710万円を追加するものでございます。

議案第6号の説明は、以上でございます。

○住民課長（柴田香緒君）

次に、議案第7号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、はじめに、歳出からご説明しますので、補正予算書の66、67ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、一般管理事業において、人事院勧告による会計年度任用職員の報酬の増が見込まれるため、95,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入をご説明しますので、64、65ページを御覧ください。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金において、歳出で計上しました一般管理費の増額分を同額計上いたしました。

議案第7号の説明は、以上でございます。

○水道課長（竹内健治君）

次に、議案第8号 令和7年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、タブレット内の補正予算書、水道事業会計のファイル16、17ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の支出、1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費において、人事院勧告及び人事異動による人件費の増減を計上いたしました。

2項営業外費用、2目消費税において、決算見込を作成したところ、消費税の納付額に不足が見込まれるため、支払消費税額の増を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出の支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備新設改良費において、人事院勧告及び人事異動による人件費の増減を計上いたしました。

次に、議案第9号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、タブレット内の補正予算書、農業集落排水事業会計のファイル16、17ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入、1款農業集落排水事業収益、2項営業外収益、5目他会計負担金において、人事院勧告及び人事異動による人件費の増減に伴い繰入金等の増減を計上いたしました。

支出、1款農業集落排水事業費用、1項営業費用、4目総係費において、人事院勧告及び人事異動による人件費の増減を計上いたしました。

議案第8号及び議案第9号の説明は、以上でございます。

○議長（野田増男君）

議案第1号から議案第9号までの説明が終わりました。ここで暫時休憩とします。

〔午後 1時59分 休憩〕

〔午後 2時40分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより順次、議事を進めてまいります。

最初に、議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第2号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第3号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第4号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第5号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第6号の質問をさせていただきます。補正予算書33ページ、7款1項2目商工振興費において、クーポン事業の増額があります。こちらの方では、1人7,000円のクーポン券を配布するとのことですが、配布予定時期、使用可能時期及び使用方法について説明をお願いします。

○産業課長（冨谷佳成君）

クーポン券の配布予定時期につきまして、現時点では5月20日頃から5月末にかけて発送の予定をしております。使用可能時期につきましては、6月1日から11月末の6か月間を予定しています。また、使用方法につきましては、500円のクーポン券を14枚つづりでお送りいたしますが、1回のお買い物1,000円につきまして、500円のクーポン券を1枚使用でき、実質500円でお買い物できる仕組みとなっております。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは次に、補正予算書35ページ、8款5項4目公園管理費において運動公園整備事業の増額があります。3,100万円ほどの増額になっていますが、これは何をやるのですか。

○都市整備課長（平野和紀君）

こちらにつきましては、12月に国からの交付金が追加になったことですね、それに対応して増額をするものでございます。内訳としましては、遊具広場で予定しておりました、年度当初、交付金の内示率が低かったことで発注を見送っておりました遊具広場で施工予定の芝生、張芝とベンチ等の休憩施設、あとトイレの設置を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（野田増男君）

ほかいいですか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは次に、補正予算書37ページ、10款1項3目こちらの方で義務教育振興費、体育館の空調設備の補正があがっております。こちらの方では、学校がもし廃校になった場合、何年後であれば返済をしなくていいのかというのが1点目の質問です。2点目としては、空調機を各小中学校に何基ずつ設置する予定なのか、中学校と小学校で1校当たりの金額が相当違うのでそれを説明してください。それから3点目。町債の返済は何年を予定しているのか説明をお願いします。以上、3点をお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

空調の設置の関係で3点御質問いただいております。1点目は、補助金の返還でございます。国の補助金を活用した

場合、それが改築や統廃合によって違う用途に使われると交付金を返還する、財産処分の手続きが通常必要となってきます。国では財産処分について弾力化を図っておりまして、5年以内に取り壊しまたは改築を行う等の場合を除き、国庫の納付は不要というふうになっております。

次の2点目でございます。基数で、設置台数でございます。体育館の広さによって設置の台数異なってきます。中学校は小学校より広いのですので12基、小学校は7基から8基を予定しています。

あと、起債の返済期間ですが10年でございます。以上でございます。

○町長（八谷充則君）

今、補助金の返還について御質問がございました。このことについては、文科省と確認をしまいましたが、施設を取り壊すことがなければ、そのまま体育館は避難所として使うので返還の必要はないというふうに確認をしておりますのでお願いします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第6号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和7年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第8号の水道事業会計の補正予算について質問をします。補正予算書16ページ、収益的収入及び支出において、支出において消費税を300万円増額しております。その理由を説明してください。

○水道課長（竹内健治君）

消費税に関してでございますが、令和7年度の決算見込みを作成したところ、水道料金等の売りに係る消費税額が約3,800万円、それに対し、工事費等の控除の対象となる消費税額が約3,500万円、差し引きしたところ約300万円の消費税が発生するかたちとなりまして、またそれに対する町消費税が約80万円、合計で約380万円の納付が見込まれるため、今回300万円の増額計上をさせていただきました。主な要因といたしましては、工事費の方ですが、当初予算に比べて消費税額が1,000万円ほど減っていることから、このような納付になったかたちだと考えております。以上です。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 令和7年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いします。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

令和8年第1回美浜町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会に御提案申し上げた議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめとする全案、慎重審議の上、御承認いただいたことに対し、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これをもって令和8年第1回美浜町議会臨時会を閉会します。御協力ありがとうございました。

[午後2時59分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年1月21日

美浜町議会

議長 野田 増 男

議員 茶 谷 佳 宏

議員 森 川 元 晴